

南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び  
第3期障害福祉計画策定委員会 議 事 録

平成23年度第6回

(平成23年12月26日)

平成23年度 第6回南丹市地域自立支援協議会  
障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会議事録

1. 日 時 平成23年12月26日(月)  
開 会 午後3時00分 閉 会 午後5時00分
2. 場 所 南丹市役所 2号棟 301会議室
3. 協議事項 別紙次第のとおり
4. 招 集 者 会長 徳川 輝尚
5. 出席委員 会 長 徳川 輝尚(社会福祉法人京都太陽の園 副理事長)  
委員長 岡崎 祐司(佛教大学 社会福祉学部 教授)  
副会長 吉野 隆(南丹市身体障害者福祉会 副会長)  
委 員 林 克美(口丹心身障害児者父母の会連合会会長代理)  
委 員 仲 絹枝(南丹市議会厚生常任委員会副委員長)  
委 員 杉山 俊夫(園部共同作業所 所長)  
委 員 明田 大成(南丹市社会福祉協議会自立支援事業課課長)  
委 員 小西 勉(NPO 法人はびねすサポートセンター代表)  
委 員 西川 英昭(京都府南丹保健所 福祉室副室長)  
委 員 河原 信之(南丹市精神保健福祉推進家族会)  
委 員 田中 美優貴(京都府視覚障害者協会 南丹京丹波支部)
6. 欠席委員 田原委員、樋口委員、西田委員、加藤委員、細見委員
7. 事 務 局 福祉事務所長 栃下 辰夫  
社会福祉課長 國府 諭史朗  
八木支所健康福祉課長 山口 勝  
日吉支所健康福祉課長 岡本 悦子  
美山支所健康福祉課長 勝山 美恵子  
社会福祉課課長補佐 小越 清美  
社会福祉課課長補佐 高橋 伸夫  
(株)サーベイリサーチセンター研究員 片山 良巳
8. 傍 聴 者 1名(傍聴定員5名)

## 1. 開会あいさつ（徳川会長）

この1年間のあいだ、委員の皆さま、また事務局の皆さまのお力をいただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。

また、12月4日にも非常に盛大な充実したシンポジウムを持つことができ、これもまた皆さまのおかげと感謝しております。いろいろと皆さまの方からご提案があり、またシンポジウムやアンケート、またはヒアリング等々で積み重ねた多くの資料にもとづき、これから第3期の計画の肉付けに入っていくわけですが、私たちのせつかくの第3期計画でありますので、さらに充実したものとして、現実に即した計画ができますことを心から期待しています。

ちょうど平成25年の「障害者総合福祉法」も肉付けの時期に入ってきましたが、それと併せてわれわれも計画の肉付けをこれからの的確にしていきたいと思っています。年が明け、もう来年すぐに、われわれの第3期の計画を完成する時期に入りますので、われわれの委員会としては、さらに力をふるって素晴らしいものをつくっていきたい。またそれを素晴らしくすることによって、南丹市の福祉そのもの、そしてまた南丹市そのものの住みよいまちづくりに拍車がかかるのではないかと考えています。非常に重要な内容ですので、ご協力をお願いしたいと思います。今日は充実した議論をして、来年につなげていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

### （事務局）

ありがとうございました。続きまして、障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会の岡崎委員長さまから挨拶いただきます。

## 2. 開会あいさつ（岡崎委員長）

遅れまして申し訳ありませんでした。園部駅で15分ほどタクシーを待っておりまして。移動制約があることのつらさが身にしみて分かったような気がしました。

12月4日のシンポジウムは大変欲張ったプログラムで行いました。それほど打ち合わせをしたわけでもありませんでしたが、それぞれの立場で本当に率直なご意見をいただきました。事務局としても大変ご苦勞いただいたと思います。民生委員の会長さんなどからも非常によかったと言っていたと思います。シンポジウムの実施が計画策定の弾みになったのではないかと考えています。

事務局では綿密な打ち合わせが必要だと思っておられたと思いますが、シンポジウムはあまり打ち合わせしたら面白くないといいたいまいしょうか、むしろその場でみんなが本当に思っていることを言えるようなときに面白くなると思っていますので、それぞれの立場で、いま何に苦勞しているのかとか、あるいは家族としてどのように障がいを受け止め、前へ進んでいくプロセスのようなどころもお話いただきましたし、本当に子どもさんの将来を考えて、自分たちが何を求めているかということも言っていました。

白石先生からもご自身の経験を踏まえて、いろいろ示唆に富んだお話をいただいた

と思っております。発達保障という立場から、実際に大津市の発達診断をとおして早期発見、早期療育に取り組まれた経験から、最近の加齢の状況までも踏まえて、何が大事なのかというエッセンスを語っていただいたと思います。ご協力いただきました12月4日のシンポジウムについてお礼を申し上げたいと思っています。

そこで出た意見等も踏まえて、今日は計画の詳細検討ということですので、ぜひ具体的な意見を出しながら、文言の修正等も含めて進めていきたいと思っています。限られた時間ですが、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

本日の協議事項については、お手元のレジュメに記載している。それでは岡崎委員長に進行をお願いする。

(岡崎委員長)

素案の詳細検討については、一度、説明いただいてからやり取りをするかたちでよいか。

(事務局)

1章から3章までについて、変更点等を中心に再度説明する。

(岡崎委員長)

では、1章から3章まで、修正部分を含めてご説明いただく。

3. 協議事項1) 障害者福祉計画及び第3期障害福祉計画(素案)の詳細検討 説明：  
高橋(社会福祉課課長補佐)、片山(サーベリサーチセンター大阪事務所研究員)  
【資料1】に基づき説明)

(事務局)

協議事項1について概要を説明する。この会議の数日前に、12月20日に修正を加えた素案を送付させていただいた。この20日の修正文は、可能な限り数字等も埋めたものとなる。章立ても目次の章立てと変更になっている。目次はまだ修正しておらず、1章、2章、3章については目次通りとなっている。4章では、基本目標別の施策内容をすべての項目にわたって具体的に記載している。65ページ、5章には、計画の実現に向けた重点プランを挙げている。6章では、国の示す必須項目について第3期計画の目標を具体的に入れていく。7章は、国が示している地域生活支援事業の見込みということで、数値目標を入れていく。80ページ、81ページあたり、まだ練られていないところがあるが、そここのところも口頭で報告させていただく。

1章から3章までについては、前回の委員会のときに基本的なアンケート、あるいはヒアリング調査等の分析の報告をしたが、さらに前回の会議を受けて事務局の方で修正、変更、委員の意見を反映させたかたちにしたところがあるので、そのあたりを

重点的に1章から3章までの部分について説明する。

第1章については、修正、追加はない。前回通りである。

第2章については、前回の協議会で出た意見を反映して修正した。第2章、基本理念については変更はない。2、計画の基本的視点の2つ目「障がい福祉サービスの提供体制の充実」は、前は「バランスの取れた障がい福祉サービスの提供体制の充実」という表現だったが、「バランスの取れた」という表現が誤解を招く恐れがあるという意見が出たため削除し「障がい福祉サービスの提供体制の充実」とした。説明文章の最後の部分も「バランスの取れた」という言葉を削除し、「障がいのある人のニーズを踏まえたサービス提供体制の充実を図ります」というかたちに変更した。

6ページ、3 計画の基本目標〔2〕働く場や生きがいの創出のために、について、前は「生きがいを持って働くために」ということで、生きがいと就労をコンパクトにまとめたかたちになっていた。ところが、「生きがい」という修飾語を「働く」に付けるのはいかがなものかという意見が出たため、就労と生きがいを分けたかたちで表現を改めた。委員の方でよいアイデアがあれば、ご意見をいただきたい。いまのところ、「働く場や生きがいの創出のために」という表現にしている。

7ページ、〔6〕尊重しあい支えあえる地域づくりのために、として基本施策を3つ盛り込んでいるが、③地域で支えるセーフティネットの推進、となっていたが、セーフティネットという表現が地域住民のなかで支えあうといったところと必ずしもリンクしない、セーフティネットという言葉が地域づくりのなかで表現的にどうかといった意見があったので、今回は③地域ぐるみのネットワークづくりの推進という表現に改めた。セーフティネットという言葉ソフト面を重視したかたちで、ネットワークづくりという表現に変更した。ここは、基本目標〔5〕安全で快適な暮らしのために③防災・防犯対策の推進とリンクするかと思うが、地域のなかでの人材面でのネットワークづくりということ表現を少し改めた。それに合わせるかたちで9ページから12ページにある施策体系も、基本目標と基本施策で挙げた表現に改めた。

第2章についての修正点は以上である。また、お気づきの点もしくはアイデアやご意見がある場合はちょうだいしたい。

13ページ、第3章に南丹市の障害者の状況を挙げている。このなかの変更点を説明する。変更点は1. 人口の動向のところ、平成22年に行った国勢調査結果の確定値を反映させた。人口推移のグラフは22年の実績値ということで国勢調査のデータを入れている。年齢3区分の表についても、平成22年のところを確定値で改めている。前は住民基本台帳を使っていたが、今回は国勢調査結果、経年の推移ということで5年に一度の結果を挙げている。14ページのグラフについても、構成比は平成22年国勢調査結果確定値を使い、数字を改めた。

17ページ、3. アンケート調査結果の概要について、前は最後に総括として課題を箇条書きでまとめていたが、3ページほどだらだらと調査結果が書かれており、読みづらいという指摘を受けた。そのため、項目ごとに四角囲みにして課題を挙げている。

第1章から第3章、総論部分については、委員の方の意見を反映したかたちになっ

ている。第4章以降については、各論ということで、事務局で調整した内容を今回初めて示すことになるが、今回のご議論は第4章以下のところを中心になるかと思う。もし、1章から3章についてお気づきの点があればご指摘いただきたい。以上である。

#### 質疑応答

(岡崎委員長)

2章についてご意見、ご質問はあるか。

(委員)

セーフティネットという言葉削除したということだが、どこかにはセーフティネットという言葉を入れる必要があると思う。シンポジウムでも、親亡きあとの子どもの問題についての発言もあった。また、障がい者が年を取った場合にどうするかという問題もある。地域で安心して生活できるという文言をどこかに入れておく必要があるように思うがいかがか。

グループホームやケアホーム、または入所支援など、「障害者総合福祉法」の骨格提言のなかにも入所支援が入っているので、そのこともどこかに入れてはどうか。特に南丹市の場合は、全国でも最初の養護施設ができた地でもある。いままでの入所という閉鎖的な意味でなく、もっと開けた意味での、安心して生活できるセーフティネットという言葉はどこかに入れていただきたい。

(岡崎委員長)

ほかに意見はないか、2. 基本的視点、■障がいのある人の自己決定と自己生活の尊重というところに、「障がいの種別、程度に関わりなく、障がいのある人自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障がいのある人自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を引き続き推進します」とあるが、この書き方だと、自己決定や選択がサービスの選択だけにとらえられる恐れがある。自己決定や選択は障がいを持つ方がその人らしく生涯を送るための選択や決定だと思うので、「障がいのある人が種別や程度にかかわらず、自立と社会参加の実現を図ることができるようにするために、サービスの選択、必要な支援を受けながら参加できるような提供基盤の整備を行います」とした方がよい。何のためのサービスの提供基盤なのかというと、サービスを選べるというよりは、自立と社会参加を図っていきけるような暮らしをつくるためにサービスの提供基盤を整備して、そのなかでサービス選択するというのが一つあると思う。もちろんサービスの選択は必要だが、そこだけをクローズアップするというよりは、自立と社会参加の実現や、生涯にわたる計画をすることができるように、障がいのある人が種別、程度にかかわらず、自立と社会参加が図れるようにサービスを選択し、必要な支援を受けながら暮らせる提供基盤の整備を引き続き行うといった方が主旨ははっきりするのではないか。

基本目標のところは、「ともに育ち、ともに学ぶために」と「働くところ」にかかるが、ここでいう教育は主に学校卒業までという視野なのか。

(事務局)

そうです。

(岡崎委員長)

例えば、社会参加していくうえで、成人期の障がい者への広い意味での教育、学校という場にとらわれないものの広がりを持たせておく必要があると思う。もちろん乳幼児から学校卒業までの教育、療育は大事だが、そのあと、就労の場や生活の場、社会参加を含めて、それを働く場というところにまとめた方がいいのか分からないが。最後に「自立と社会参加」を実現するためには、という文章があるので、そこが学校以後のことも含んでいると理解しているが。学校卒業までの一貫した教育、療育と、そのあといわゆる就学年齢を終えたあとの障がい者の生涯学習というものを視野に入れておく必要がある。例えば、選挙の投票が出てきているし、いろいろなことが出てきている。学校教育を終えたあとの教育についてふれておいた方が、次をにらんだときに、施策が増えるのではないかと思う。そこをどのように表現するか、ちょっと確認してほしい。

(委員)

5ページ、基本理念、「障がいのある人が、地域とともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市」となっているが、障がいのある人が地域とともに安心して暮らせるまちは、どちらかというところとノーマライゼーションのまちである。ユニバーサル社会というのは、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまちという意味である。障がい者に特化しているわけではない。障がい者の人が地域でという意味ならノーマライゼーションである。

障がいを持った方の結婚や育児に対する支援も入れてほしい。国の方ではまだ取り組んでいないことである。

(岡崎委員長)

文言を直した方がよいと思う。

(事務局)

基本的な考え方のところだが、もともと障がいのある人もない人もという言葉の位置付けがあったが、障がい者のための計画であるという位置付けが明確にならないと駄目だということで、「障がいのある人もない人も」という位置付けを「障がいのある人」がとしてあらわした文章ではある。

(委員)

それであれば、障がいのある人が地域で障がいのない人とともに、という考えを入れる必要があると思う。ある人もない人もというのは、ユニバーサルという考えなので、そこを工夫していただきたい。

(事務局)

下の文言には、「障がいのある人もない人も」という言葉が入っていて、これは前の計画の理念を継承しているが、この計画は、やはり障がい者の計画という位置付けを明確にしていく必要があるということだったので、文言としては、そこを中心にして

(委員)

ノーマライゼーションとユニバーサルデザインとでは意味が違う。

(岡崎委員長)

ユニバーサルのところにもう少し分かりやすい表現を入れた方がいいか。

(委員)

ユニバーサル社会のまちとして、障がいのある人もない人もという表現の方がふさわしいと思う。これは障がい者計画であるから、障がい者の視点から見たことなのかもしれないが。現状の文言が間違いとは言わないが。

(岡崎委員長)

基本理念の「障がいのある人が 地域でともに」という前半がノーマライゼーションで、「安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市」というところがユニバーサル社会というように二つの要素がくっつけてある。

(事務局)

そうです。2つの要素を入れている。

(委員)

厳密に言えば、これはノーマライゼーションのまちづくりである。

(事務局)

そうです。

(委員)

間違いではないが、少し気になる。

(岡崎委員長)

ユニバーサル社会については、前回の議論のなかで入れようということになったのか。

(事務局)

そうです。

(岡崎委員長)

基本理念については、のちほど議論することとする。

7ページ、⑧介護家族の支援、とあるが、家族に「介護」という言葉をつけなければならないのか。介護していなくても、家族そのものとして苦勞したり、悩んだりすることもあると思う。家族は介護しているとは限らない。逆に、何らかの障がいを持った方が家族を介護している場合もある。介護家族とすると、ある意味焦点ははっきりするが、逆に対象者が狭くなるような気がする。

(委員)

介護家族とは、どのような家族を指しているのか。

(事務局)

重度の障がいを持つ方を家庭で介護しておられる方に、南丹市として激励金を出しているが、そういった家族を想定している。もっと大きな視点で家族をとらえて、介護をしている家族に限定しないという手もあると思う。

障がいのある方の介護や介助に携わる家族の健康保持や健康増進のための健康相談を指しているが、これはかなり限定した文言になっている。たしかに多様な家族形態があり、障がい者が介護をしている場合もある。介護の必要な障がい者を家族が介護している家庭に視点をあてるのではないという見方も重要だとは感じる。

(岡崎委員長)

介護激励金の関係で、介護家族と限定する必要があるのであれば、このままでいいと思うが。

(事務局)

家族が休むことができる仕組みづくりを求められている。その要望に対応するために位置付けした。いろいろな家族形態はあると思うが、重度の障がいを持つ方を介護しているという場合を想定している。

(岡崎委員長)

施策をきっちり行うために家族介護のままだよいいのであれば、このまま残した方がよいと思う。

(委員)

介護家族というのは、要介護家族を抱えた家族ということではないか。

(事務局)

そうです。

(委員)

では要介護家族だろう。

(事務局)

障がいのある方を一時的にお預かりする制度も含めて考えていく必要もあるという意味を含めている。

(委員)

レスパイトケアか。

(事務局)

そうです。

(岡崎委員長)

では、⑧は、このまま「介護家族」としてはどうか。ほかのところで家族支援について書いてもよいと思う。

(委員)

9ページ、放課後活動等の充実の②日中一時支援事業の活用、とあるが、日中一時支援事業は4月以降、廃止されることが決まっているので、載せる必要はないと思う。

(事務局)

たしかにそうである。

51ページ、52ページでは、4月以降、制度が大きく変わり、日中一時支援事業から障がい児の放課後デイサービス事業所への変更というかたちに国の制度が変わっていく。これまでは、南丹市の障がい児の放課後支援は、日中一時支援事業で対応してきたが、今回制度ができるため、そちらに移行する予定である。ただ、すべて移行するかどうかは不透明なところがある。計画書の文言は、放課後等デイサービス事業所の活用というかたちに文言が変わっていくと考えている。

(事務局)

52ページ②放課後等デイサービス事業所の活用という項目を挙げているので、9ページも変更する。

(岡崎委員長)

ほかにもあるかもしれないので、それについてもチェックいただきたい。

(委員)

12ページ、6. 共感しあえる地域づくりのために、の福祉の心・人権意識の高揚に書かれていることは啓発事業のようなものか。

(事務局)

啓発にかかわる部分ではあるが、特に具体的な施策はない。

(委員)

啓発事業は非常に重要である。健常者の先生にお話しいただくよりも、障がいを持った方がお話になる方がよいように思う。定期的に啓発活動をするのであれば、どこかに啓発ということを書かれたらよいと思う。

(事務局)

シンポジウムのアンケートでも、啓発は大切だという意見は出ていた。今年実施されたシンポジウムのように、障がい当事者の方の意見を聞く場を定期的に行い、大事にしていきたいと思っている。1年に一度とはいわず、学校の福祉教室に取り入れるなど、多様な形態はあると思う。障がいを持つ人も、持たない人もお互いに実際を知ることを相互理解と書いている。少し言葉足らずかもしれない。

(委員)

まだ車いすの方をかわいそうだという見方をする人が多い。ヨーロッパでは障がいのある方も堂々としていて、社会人として生き生きと生活して、お互いに対等に暮らしている。

(事務局)

スロープやきちんとした設備があれば何も問題なく生きていける社会であるべきだ。

(委員)

かわいそうな人という意識がまだ強い。

(事務局)

実際に障がいを持っておられる方、家族の方も含めて、社会のなかで普通に主張できる社会が求められていると思う。普通に地域に出てきていただいて話をする場があるのが当然だと思う。そういうことを促進していくという意味合いである。

(岡崎委員長)

先ほどの基本理念はどうしたらいいか。

(委員)

障がい者計画から見たら、直すのも意義があると思う。どうしたらいいか。

(事務局)

正確な文言は、事務局で再検討する。障がいのある人が地域のなかで障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまちを目指すという主旨で再度書こうと考えている。それでよいか。

(委員)

そうだ。ただ、「地域のなかで」という言葉は必要ないと思う。ユニバーサル社会自体が地域である。障がいのある人もない人もともに暮らせるユニバーサル社会であると。南丹市そのものであるのだから。

(岡崎委員長)

基本理念については事務局で再検討いただきたい。介護家族については、基本目標の個々の説明のところで、例えば、早期発見・早期療育のための相談体制のところに家族への支援も含めた相談体制や、6. 共感しあえる地域づくりのために、の、障がいのある人に対する相互理解の促進のところを、障がいのある人の家族も含めた理解の促進というように、可能な限り家族を入れていただければいいと思う。

4章、目標別施策について説明いただきたい。

(委員)

説明の前に4章について質問したい。71 ページ、⑥児童デイサービスの5行目、「なお、本サービスについては平成24年4月より、未就学児は児童発達支援、学齢児は放課後等デイサービスに移行されます」とあるが、学齢児は発達支援が受けられないのか。

(事務局)

国がこのような方針を示している。しかし、すべての制度がなくなるというところまではいかない。例えば、日中一時支援の制度は残る。

(委員)

そういうことではなくて、就学児は、児童発達支援は選択できないということか。

(事務局)

その件については、一度、確認する。

(事務局)

第4章から第6章、第7章までポイントをピックアップして説明する。第4章の前半部分は、6ページの計画の基本目標の項目をより具体的に説明したものである。47ページは6ページ[1]について具体的に説明している。障がいの早期発見、早期療育が冒頭にある。市としては、乳幼児検診をはじめ障がいの早期発見、特に早

期の療育の大事さが強調されているので、それを今後においても、これからの計画のなかでも充実させていく。それから母子保健の推進、早期療育の充実について。つくし園等の事業。課題となっている点も突っ込んで書いているので、このあたりについても議論いただきたい。

48 ページ、保育、教育の充実について、保育所、幼稚園での障がい児保育、障がい児教育の充実ということで、私どものセンターで行っている保育園、あるいは幼稚園への巡回相談や保育所の先生や保護者を対象とした研修、教育相談を教育委員会とも連携しながら充実させていく。新しい取組としては、49 ページ下段に、発達障がい児の支援ファイルを活用しながら、保護者のさまざまな不安や教育上の悩みに対して寄り添い、解決していくということも今後も推進していきたい。

特に 50 ページ以降には、進路指導の充実ということで、丹波支援学校等のさまざまな進路の問題を生涯の課題として、障がいのある子どもさんの進路指導の充実も重視していく必要があると考えている。

51 ページ、(3) 発達障がいなどの理解と支援の充実について、「発達障害支援法」ができたこともあり、早期の発達障害への理解と支援の充実について書いている。放課後の活動支援ということで、障がいのある子どもの放課後の活動の充実についても 51 ページ、52 ページに記載している。国の制度も変更になるため、そのあたりを具体化していき、制度をうまく活用しながら障がい児の放課後支援も進めていきたいと考えている。

53 ページ、2. 生きがいを持って働くために、について、雇用問題が非常に重要ではないかと考えている。議論のなかでも、アンケート結果でも雇用、就労については重視して取り組む必要があるという意見が多い。雇用の理解と啓発、職育制度の普及、就労支援センターの充実をさらに強化していくべきだと考えている。54 ページ、⑥福祉的就労の支援について、福祉的就労の支援の充実とともに、関係機関との連携をして、多様な就労機会の創出ということで、中山間地域におけるさまざまな資源、例えば、農地など広大な丹波地域の耕地を使って、少しずつでも就労あるいは雇用につなげられていく機会を育てていくことが重要ではないか。また、雇用の拡大につなげていけたらいいのではないかということを書いている。ハローワークとの連携の問題についても書いている。

(3) 生きがいづくりの促進について、就学前、就学後、子どもに限らず、保健医療の充実ということで、障がいの予防、早期発見、そして食生活、運動、休養のバランスのよい生活を日常的に送るために、健康検査の充実、健康づくりの推進、医療費の課題、医療体制、リハビリテーション、難病患者への支援、精神保健福祉施策の推進という、かなり広い範囲にわたって書いている。

基本目標 4、自立した生活を送るためにということで、先ほどの学童期の放課後事業の変更と同じかたちで、この 4 月から相談支援体制も国の方針で大きく変更されることになる。相談支援体制の充実ということで、57 ページ、真ん中のあたりに現状を書いている。総合的な相談にワンストップで応じられるような体制への移行も含めて、障がい当事者、あるいは家族の方がこの広い南丹市のなかで相談支援、

それから情報の提供を十分受けられるような充実した支援体制をつくっていくためにどうしていくのかということ相談支援の充実ということで真ん中に書いている。

59 ページには人権擁護の問題。成年後見の問題を書いている。(3) 生活の場の確保について、障がいのある人が地域のなかで生活していく大切な施設であるグループホーム、ケアホーム等を今後も整備、促進していく必要があると書いている。

相談体制にも関係するが、来年の4月以降、障がいのサービスの提供に関しては、ケアマネジメントの手法が変わる。どういったかたちで包括的なサービスの提供を目指していくのかということも含めて考えていかなければならない。

5、安全で快適な暮らしのために、について、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備ということで、公共交通機関については、交通対策委員会等のなかでも移動手段の整備について議論されているし、障がい福祉計画のなかでも、もう少し具体的に記載していく必要があると考えている。

62 ページ、6. 共感しあえる地域づくりのために、について、先ほども議論いただいた障がいの相互理解の促進、この委員会のなかでもかなり議論いただいている福祉の心、人権意識の高揚、そして地域のなかでふれあい、支え合いの促進というところ。特に、共感しあえる地域づくりのためにということで、重要さについてももう少し具体的に書いてはどうかと思っている。

64 ページ、基本目標ではセーフティネットという言葉はないが、こちらではセーフティネットという表現を使っている。これについては、基本目標との整合性も図ったうえで、きちんと整備をする。徳川先生の話も反映させながら、もう少し文面を練っていききたい。基本目標に沿った具体的な中身を、できたら委員から、修正案をご提示いただきたい。まだまだ言葉も表現も不十分なところがあるため、ぜひ、今日だけではなく一定期間のうちにお気づきの点をご指摘いただきたい。

第4章には、計画を進めていく際の課題を書いているが、何から進めていったらいいかわからないという意見があったため、事務局で検討した結果、第5章に重点プランとして5項目挙げた。主旨としているところを確認いただきたい。まず、障がい者の親がお亡くなりになったあとのことを挙げている。2番目は、重度障がい児の支援の充実。3番目は、障がい者の支援サービス事業所の拡大と多様なサービス体系の構築ということで、現在も南丹市内に多くの支援事業所があり、多様なサービスを提供していただいているが、国の地域移行の方針を受けて、事業所のサービスの拡大、調整を課題と考えている。4番目には、中山間地域での本格的な就労支援のシステム構築ということで、障がいをお持ちの方を含めての就労体制の課題があるのではないかと考えている。5番目、生涯にわたる障がい者支援の包括的支援システムの構築ということで、先ほども国の制度が変わっていくという話をしたが、包括的な支援システムの構築が必要だと考えている。特に南丹市は市域が広大であり、日吉や美山の中山間地域には高齢の障がい者の方たちもたくさんいらっしゃる。そういった方たちも含めて一生涯にわたる障がい支援のための包括的な支援システムの構築ということが課題になるのではないかと考えている。

第6章、第7章については、国が次期計画策定にあたって数値目標を挙げなさい

と示している基本的な目標について2期計画にもとづく実績数値と第3期計画の目標数値と考え方を示している。表については、前回の会議で示したものと同じであるが、それに各事業の現状での取組状況を記載しているのと、課題となる点を各事業について、担当者レベルで記載している。第3期目標については、後半部分、若干記載されていないところもあるが、次までにすべて記載する。

(岡崎委員長)

第4章についてポイントを説明いただいた。第5章は重点項目として5項目挙げてください。障がい者支援の包括的支援システムの構築という項目を入れてください。数値目標については、細かいのでこの場で検証することはできないが、ご覧いただき、最終的にはご意見いただきたいと思っている。

第4章。第5章についてご意見あればご発言いただきたい。

(委員)

53 ページ、2. 生きがいを持って働くためにという見出しがあるが、それに対応する基本目標〔2〕は働く場や生きがいの創出のために、だと思うので修正願いたい。

(事務局)

修正する。

(委員)

第2章と第4章のあいだの交通整理をしたい。第2章の〔4〕の⑥外出・移動の支援という項目があるが、第4章では〔2〕働く場や生きがいの創出のために、の方に記載されている。そちらに移動させると理解していいか。

(事務局)

第2章の方が正しいので、第2章から第4章に移動する。

(委員)

第2章〔4〕③、④が第4章では該当記述がない。

(事務局)

もれているので、追加する。

(委員)

54 ページ(3) 生きがいづくりの促進について、「生きる」こと、「働く」ことには、喜びも多いが、苦しみや悲しみがともなう」とあるが、生きるときには悲しみがあるのは分かるが、働くときに悲しみがあるのは違和感を覚える。文言を整理した方がいいように思う。生きがいというものをあまりこちらが特定してしまわない

方がよい。いろいろな生きがいがあると思う。

(岡崎委員長)

“悲しみ”は削っていただきたい。ここは生きがいに重点があるのか。生きがいの中身としてこういうことを考えたらどうかということを書いてあるのか。

(事務局)

自己実現を図るということと、生きがいのある生活を送っていただけるような施策を推進するという位置付けである。

(岡崎委員長)

生きがいをあまり特定しない方がいいという意見が出たが。

(事務局)

文章について再検討し、生きがいを特定しないようにする。

(委員)

文章が重複しているところがある。

(事務局)

たしかに前段の文章が特に重複している。再検討する。

(岡崎委員長)

ほかにお気づきの点はないか。

(委員)

52 ページ、(5) 自立と社会参加のための支援、①進路指導体制の充実という項目が挙げられているが、就労に結びつかないような気がしている。また、本当に重度の方は医療も不可欠になるので、医療という言葉を入れた方がよい。

55 ページ(1) 保健・医療サービスの充実の説明文が、56 ページ(2) 生涯にわたる障がいの早期発見と早期対応の説明文とまったく一緒である。意図してそうしているのか。一生涯にわたる障がいの早期発見と早期対応というならば、もう少し生まれたときから亡くなるまでの障がいに対する発見や対応という文章にする必要があると思う。

47 ページ、①母子保健事業の推進は、障がいの早期発見等について書かれているが、これは母子保健事業であることなのかと疑問に思った。妊娠中に障がいが発見されて、そのうえで生まれてきた子どもたちへのケアというか、食生活や喫煙の問題など妊婦の健康という面でとらえた方がいいように思う。そう考えると、56 ページの(2) 文章は、一生のなかで障がいがいいつ発症するか分からないという意味合

いの文章にした方がいいのではないかと思う。

62 ページ、③南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進の文章のなかに、視覚障がい者の方について書かれていないので追加いただきたい。

第5章、1, 障がい者の親なき後の支援施策についての文章は非常に素晴らしいが、しめくくりとして、グループホームの更なる拡充を図りますだけでは貧弱な気がする。グループホームだけではない。

(委員)

63 ページ、②ボランティア養成講座について、ガイドヘルパー養成も入れてほしい。視覚障がい者の方から、情報を音声で提供してほしいという要望が出ているので、そのあたりも盛り込んでいただきたい。

(岡崎委員長)

事務局から何かあるか。

(事務局)

ご指摘いただいた点は再度見直しをする。ガイドヘルパー養成や音訳について追加を検討する。文字報道の音訳についてはCATVの運用の話もあり、難しいと言われているが、調整が必要な部分もあるため、文言として追加するとは即答できない。

(岡崎委員長)

56 ページ(2) 生涯にわたる障がいの早期発見と早期対応については、どのようにするのか。何か狙いがあるのか。

(事務局)

南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進ということで、現在、プランを策定するために進めている。障がいをお持ちの方はいろいろな課題を持っておられるため、一般の避難所に一緒に避難することは難しい。それについては、各事業所とも協議するなかで、各病院とも調整しながら福祉避難所という位置付けをしたなかで、課題についての対応を図っていきたいと思っている。それについては、支援プランのなかで位置付けをしたいと思っている。

(岡崎委員長)

避難所が課題である。

(事務局)

避難所の位置付けを含めてプランを立てていきたいと考えている。

(岡崎委員長)

具体的なものに結びつくレベルまで落として、この方向で進めると示してもよい

だろう。項目になって具体的に分かるところと、たぶんこういう方向を取りたいのだなというところと、濃淡はあると思う。

(事務局)

文章のなかでも、「行います」とか「推進します」とか「務めます」とか、表現があいまいなところもあるとは思いますが、できるだけ具体的な施策に反映させていきたいと考えている。それに向けて説明するようには考えている。あくまでも計画なので、個々の具体的なところまで踏み込んで示してはいないが。

(岡崎委員長)

用語を意図的に使い分けているわけではないのか。

(事務局)

意識的に使い分けてはいない。

(岡崎委員長)

これを案にし、答申の前にパブリックコメントにかけることになる。

(事務局)

パブリックコメントにかけたあとに、協議会に諮る予定である。またお気づきの点があれば後日でもいいのでご指摘いただきたい。

協議事項 2) 障害者福祉計画に係る市民パブリックコメントの実施について説明：高橋  
(社会福祉課課長補佐) (【資料 2】に基づき説明)

(事務局)

協議事項 2)、3) について説明する。資料 2、パブリックコメントについて。重要な計画については、市民から直接意見をいただく期間を設けている。期間は 1 月 15 日からを予定している。1 月 13 日発行の南丹市のお知らせに掲載する。同時期に南丹テレビでも紹介する。ただ、15 日は日曜日なので、16 日月曜日からスタートすることも考えている。期間はおおむね 1 カ月程度、2 月 10 日ぐらいまでを受付期間として考えている。意見用紙はホームページと各支庁の健康福祉課で配布する。素案は 1 月 15 日までに設置し、閲覧いただく。2 月 10 日までに郵送、ファクス、電子メールで意見用紙を提出いただき、事務局で集約する。応募資格等に関しては、パブリックコメントの規定に準じたかたちとする。

次に、スケジュール案について説明する。パブリックコメントの締め切りが終わった直後に第 7 回目の策定委員会を開催し、再度ご議論いただく予定である。そこでご確認いただいたのち、答申作業に入りたい。

## 質疑応答

(岡崎委員長)

16日からパブリックコメントをするとすると、1月10日ぐらいまでに何か気づいたことがあれば提出すればいいのか。

(事務局)

意見がある場合は、1月10日ぐらいまでにお出しいただきたい。委員からいただいた意見、行政内部の関係機関から出た意見も踏まえて整理したものを1月16日に提示し、パブリックコメントで出た意見を踏まえて最終案を2月15日のあとに協議会で諮りたい。

(岡崎委員長)

委員の方々の意見を10日までにいただき、その意見を踏まえて徳川先生と私、事務局で確認して、パブリックコメントにかける案として出すということによろしいか。

(事務局)

それで結構です。よろしくお願ひしたい。

(岡崎委員長)

委員の方々はこじんまりと考えず、思っていることを思い切りだした方がよいと思う。最終的にどのように取り上げるかは行政の問題なのだから。

協議事項3) 今後のスケジュール及びその他事項で報告はあるか。

(事務局)

岡崎委員長がおっしゃったとおりに進める予定である。ご意見等ある場合は10日までに事務局までお寄せいただきたい。また、資料3に基づくスケジュールで答申までの作業を進めて行きたい。たいへん、忙しい日程となるがご協力方よろしくお願ひしたい。4. その他事項は特になし。

それでは、最後に副会長からごあいさついただきたい。

4. その他 特になし

5. 閉会あいさつ (吉野副会長)

大変お忙しいなか、多数ご出席いただきありがとうございます。最終的には、57 ページにあるような南丹市を頂点にしての情報提供、相談提供と関係機関との連携を密にする計画ができれば一番理想ではないかと思っています。

はじめに徳川先生がおっしゃっていた障がい者の結婚相談の件については、身体障がい者福祉会の南丹支部、八木支所の2階で週1回水曜日に相談を受け付けています。南丹市だけではなく、東京の方からも問い合わせなどがあるとうかがっています。

皆さん、元気でよいお年をお迎えいただきますように。お忙しいでしょうが、次回またよろしく願いいたします。

会議終了 午後5時30分